

高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構資産評価委員会  
第4回委員会議事録

会議開催の日時： 平成18年3月14日（火） 9：30～11：30

会議開催の場所： 尚友会館7階 日本道路協会会議室

出席者の氏名：

（資産評価委員）

石田孝、梅田春実（代理：鉄道局次長大口清一）、小澤一雅、梶川融、梶山修（代理：東京都都市整備局参事官山口明）、◎黒川行治、近藤剛、勢山廣直、田中宰、谷口博昭（代理：道路局次長増田優一）、長谷川康司、原口和夫（代理：兵庫県東京事務所長西田裕）、日野康臣、堀切民喜、丸岡耕平（代理：大阪府土木部交通道路室長西川俊一郎）、八木重二郎、横須賀博（五十音順、敬称略、◎：委員長）

（事務局）

佐々木総務課長、日原路政課長、渡辺高速道路経営管理室長、高速道路経営管理室佐々門課長補佐、高速道路経営管理室加藤課長補佐、東日本高速道路株式会社白石経理部長、中日本高速道路株式会社大塚経理部長、西日本高速道路株式会社橋田財務部長、首都高速道路株式会社佐々木専務取締役、阪神高速道路株式会社浅野執行役、本州四国連絡高速道路株式会社渡辺経理部長、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構鶴岡経理部長

議題：

- （1） 会社及び機構等に係る資産評価の方法等について
- （2） 会社及び機構等の資産額の決定について
- （3） その他
- （4） 評価決定書への押印

議事内容：

【佐々門補佐】 大変長らくお待たせしました。定刻でございますので、ただいまより第4回高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構資産評価委員会を開催いたします。

本日は、委員各位におかれまして、大変ご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございました。また、本日は5人の代理の方にご出席をいただいております。鉄道局の梅田委員の代理としまして、大口清一・鉄道局次長に、東京都の梶山委員の代理とし

まして、山口明・都市整備局参事に、道路局の谷口委員の代理として、増田優一・道路局次長、兵庫県の原口委員の代理としまして、西田裕・東京事務所長、大阪府の丸岡委員の代理として、西川俊一郎・土木部交通道路室長に、以上、5名の方にお越しいただいております。

委員の過半数のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしていることを確認させていただきます。

引き続きまして、資料配布いたしておりますけれども、資料の内容を確認させていただきたいと思います。お手元の資料、大変厚くなっておりまして、お手数でございますけれども、一番上には本日の配席表が1枚紙、載っております。その次に、議事次第が載りまして、次に委員の名簿が載っております。次に、第4回資産評価委員会配布資料といたしまして、3枚紙がつけてございます。その次は、資料1といたしまして、評価要領（案）、資料2-1といたしまして、標準的単金方式ということで、首都高の分と阪高の分が2-1、2-2としてついております。次に、1枚紙で、資料3、民営化に係る資産・負債等の承継の仕組みという色刷りのペーパーがついてございます。資料4、これも1枚紙でございます。承継資産・負債等の基本的考え方、こちらがついてございます。資料5でございます。高速道路株式会社の事業範囲、日本地図、カラーのやつが付属しております。資料6、こちらは評価決定書の（案）でございます。ここまでよろしゅうございますでしょうか。資料6の別添といたしまして、別添1、評価要領（案）がついてございます。別添2は、東会社の評価調書、別添3は中会社の評価調書、別添4としまして、西日本会社の評価調書。別添5は首都高速道路株式会社、別添6が阪神高速道路株式会社、別添7に本四会社の評価調書、別添8が独立行政法人の分ということで、あと、最後に、別添9といたしまして、国及び地方公共団体評価調書の1枚紙でございます。ここまでの資料6の別添でございます。これ、よろしいでございましょうか。

次が、資料7でございます。参考資料、負債の評価につきまして。次が資料の8、これも参考資料、独立行政法人の内訳資料と銘打ってございます。次が資料9でございます。会社及び機構の資産等について、横紙になります。その次は、今度は参考資料になります。1としまして、評価委員会の規則、2枚紙がついてございます。参考資料2-1が、評価調書及び評価内訳書の資産評価額の計上ミスについてということで、各社の分が2-1以降、これは一つづりになっております。2-1となっているものでございます。3-1が、再発防止策につきまして、これも各社の分が一つづりになってございます。参考資料3-

1でございます。それと、参考資料4-1、道路資産等の資産評価についてがついてございます。その後でございますが、参考資料5-1というのが委員の皆様のお手元にはございます。本資料は委員の皆様限りということで、委員の方々のみ配布させていただいております。会社及び機構の監査室等からの報告書ということで、1枚目は監査報告書と書いてあるつづりでございます。その後は、参考資料6-1としまして、資産評価作業の手順ということで、横のペーパーで、6-1から6-2、6-3と、各社の分、つづつてございます。6-7までございます。6-7が独立行政法人の分でございます。それと、最後になりますが、参考資料7といたしまして、前回の議事録をつけさせていただいております。資料の数が大変多うございますけれども、お手元の資料、よろしゅうございますでしょうか。よろしければ、先に進ませていただきます。

議事を開始いたします前に、2月17日に開催予定でありました第4回の資産評価委員会が延期となりまして、延期になりましたことにつきまして、ご報告をいたします。

委員会資料となる予定であった評価調書の案におきまして、一部資産の計上漏れが発見されました。このため、ミスの発生原因の究明やチェック体制の検証を行う必要があることから、本日の開催に延期した次第でございます。

また、延期決定後におきまして、第3回委員会資料であります評価要領案に記載されていなかった方法による評価額が計上されていること等が判明いたしました。これらの件につきまして、関係する会社の会長より弁明がございます。まず、東日本高速道路株式会社の会長からお願いいたします。

**【八木委員】** 東日本高速道路株式会社の会長の八木でございます。弊社は、本資産評価委員会でご定めていただきました評価要領に基づきまして、再三チェックをして、資産の評価額の算出に努めてまいりました。しかし、本委員会が予定されておりました2月17日の前日に、弊社の評価調書の資産評価額について、仕掛道路資産のうちの非償却資産に補償費分約174億円を計上していなかったということが判明いたしました。このようなまことに遺憾で重大な事態を招き、委員会が本日に延期される運びとなりました。黒川委員長並びに委員の方々に、また事務局の皆さんに多大なご迷惑と余分なご負担をおかけしたことにつきまして、深くおわびを申し上げる次第でございます。

このミスの原因は、チェック体制が各資産担当部署の独立したラインに依存していたために、部署間の意思の疎通が欠如いたしまして、また、組織的なチェック体制や確認方法が徹底されていなかった面などによるものでございます。そこで、弊社は、今般の事態を

重大かつ深刻に受けとめまして、直ちに経理部担当の常務取締役を本部長とする、開始B／S緊急チェック本部を設置いたしまして、正確な資産評価額を確定するという意識のもとに、資産データ作成もとである各資産担当部署が数量、金額をチェックした後に、事務所、支社局、本社から成る組織単位と、それからもう一つ、各資産担当部署による資産部門単位の、この2つのラインによるチェック内容を確認することによって、全データを厳正にチェックいたしました。

また、弊社の業務検査室に、チェック内容やプロセス、計算過程などの妥当性について監査をさせ、最終的な資産評価額案を確定してまいりました。

今回の全数チェックによりチェックいたしましたことにより判明した、2月16日時点の資産評価額との差額の内訳につきましては、弊社が継承する資産では、仕掛道路資産の非償却資産、約174億円の増額以外に、仕掛道路資産の償却資産に未計上の工事費があったため、増額が約25億円、それから、平成12年、13年度に取得したETC機械装置を評価要領に従い、標準的単金方式により算出し直したことなどで、減額が28億円、こういうことで新たに3億円の減額となりまして、合計で約171億円の増額となりました。

結果、弊社の総資産評価額は、5,462億9,651万9,632円と相なりました。

また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構様に継承される分の差額の内訳は、償却資産の取得年度の誤り及び配電設備の単価の誤りが約466億円、未計上の工事費があり、約56億円の増額、それから、土地面積の計算ミスがありまして、約35億円の増額となって、弊社の資産の増額に伴う未収金、約171億円と合わせて、合計で約204億円の減額となりました。

このように、資産評価額に大きな修正が必要となりましたけれども、これらのすべての計上ミスを訂正した上で、評価調書及び評価内訳書を作成いたしました。そして、3月3日に、5回目の開始B／S緊急チェック本部におきまして、評価調書及び評価内訳書の各資産額と、それから、各資産担当部署が把握しております資産額との突き合わせによりまして、最終確認をした後、監査役による監査も経て、3月9日に経営会議に付議をして、今回、提出をさせていただきました。このような事態を招きましたことについて、重ねて深くおわびを申し上げます。

【佐々門補佐】 では、引き続きまして、中日本高速道路株式会社、近藤会長、お願いいたします。

【近藤委員】 私からも一言おわびを申し上げたいと存じます。

2月17日に予定されておりました本委員会の開催直前になりまして、当社提出の資産評価調書案において、今、八木会長からお話がありました、補償費、当社の場合は約59億円でございましたが、未計上が判明をいたしました。資産評価額算定作業の信頼を失わせたこと、本委員会開催が延期される事態に至らしめたことにつきまして、この場をおかりいたしまして、深くおわびを申し上げたいと存じます。ほんとうに申しわけございませんでした。

当社としては、二度とこのようなことがないように、直ちに今回のミスを招いた原因を踏まえまして、経理担当常務を実施責任者とする全社チェック体制を構築いたしました。再度、原データまで立ち戻って、全件チェックに努めてきたところでございます。作業結果を各責任者が文書で報告するというシステムもとりました。その結果、当社が承継する資産につきましては、従前から判明しておりました仕掛道路資産の約59億円の増加になったわけでございますが、ETC機械装置を評価要領に定められた標準的単金方式での算定に改めたもの、原データ再確認の結果、未計上、二重計上等が判明したものの、資産区分、事業区分を見直したものの等の増減がございました。総額で31億円の増加となりまして、その結果、総資産総額6,339億5,552万8,794円、こういう結果になったわけでございます。

さらに、返済機構に承継される資産につきましては、システムへのデータ投入ミスによる未計上が判明したものの、それから、単価、減価償却計算の誤りが判明したものの、組織間で二重計上が判明したものの等の増減もございまして、総額で、大変申しわけない結果でございますが、約18億円の減少ということになりました。これらの判明したミスにつきましては、直ちに修正をさせていただきました。全社分及び各組織単位の評価内訳書を作成いたしまして、各資産担当部署、各組織単位の責任者に再度確認をしてもらいました。また、同時に、社内の監査室に対しまして、今回の緊急チェック作業が適正に行われているのか、また、本委員会が定めた評価要領に基づきまして再調達原価の計算が行われているか、その2点につきまして内部調査を行うことを私から指示いたしました。先日、監査室長からは、ここに参考資料で添付してございますが、いずれも適正に行われているとの報告を受けたところでございます。

さらに本日、お手元にお配りしております評価調書及び評価内訳書、それぞれ案でございますが、それらにつきまして、本委員会に報告することを、3月9日でございますが、

我が社の取締役会において決議をさせていただきました。新たに多くのミスが判明をしたわけでございます。大幅な修正を行わざるを得なかったということございまして、重ねておわびを申し上げたいと思います。委員会におきまして、改めてご審議いただきますようお願いを申し上げます。申しわけございませんでした。

【佐々門補佐】 引き続きまして、西日本高速道路株式会社、石田会長、お願いいたします。

【石田委員】 西日本高速の石田でございます。このたびは、重大な計数把握のミスを発生させましたことにつきまして、まず冒頭おわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

私ども、開始貸借対照表に計上いたします資産評価額の算定に当たりましては、委員会において定めていただいた評価要領に基づいて、正しい評価額の算出に努めてまいりましたけれども、ご案内のとおり、2月16日に、先ほど来話がありましたようなことで、土地の補償費について、私どもの場合、約29億円の計上漏れが判明をいたしました。至りました原因というのは、補償費の担当部署と評価額の集計を担当する部署間の連絡が極めて不十分であって、確認作業が徹底されていなかったということが原因でございます。

我々の会社におきましては、この事態の重要性を受けとめまして、財務担当役員を本部長とする緊急B/Sチェック体制を設置いたしまして、縦横のラインによるダブルチェックを実施する全社的な体制をとりまして、評価額の再チェックを行いました。

この結果、まことに申しわけないことですが、次に述べます新たな計上の誤りが2月16日の分とはまた別に発生といたしますか、判明をいたしました。このことについても、まことに申しわけなく、おわびを申し上げたいと思います。

まず、我々、西日本株式会社が継承します資産につきましては、もう既に一部完成をしたトンネル工事について、これは本来、保有機構様のほうに計上されるべき資産、これを私ども西日本高速の資産に計上しておったという誤り、あるいはETC設備、あるいはプラントの設備における評価方法の選定の誤りなどによりまして、全体で約61億円の過大計上というのが判明をいたしました。また、機構様の承継資産につきましては、料金所のブースなどの構築物並びに土地等の資産におきまして、評価内訳上区分での選定の誤りがあったのをはじめ、受配電設備の評価額のけた間違いも含めた入力ミスがありまして、全体で約188億という大きな過大計上というミスをお犯してしまいました。このような重大なミスによって、この委員会の開催が約1カ月延び、皆さんの貴重な時間を浪費さ

せたということにつきまして、また多くの方々にご迷惑をかけたことを心からおわびを申し上げます。二度とこういうことが起こらないように深く反省をしてみたいと思います。この場をかりて、改めて皆様方に心からおわびを申し上げます。

【佐々門補佐】　　続きまして、首都高速道路株式会社、長谷川会長からお願いいたします。

【長谷川委員】　　首都高速道路株式会社の長谷川でございます。今回の資産評価に当たりまして、幾つかの誤りがあり、黒川委員長はじめ、委員の皆様、あるいは関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしました。深くおわびを申し上げます。

まず、評価額算出の計算過程に誤謬があり、評価額に変更が生じたことにつきまして、弁明させていただきます。第4回資産評価委員会が当初予定されていた2月17日以降、原資料から更なる全件チェックを行ったところ、今日までの間に以下の点について評価額の変更がございました。

1点目は、平成16年度に新規取得した道路資産、これは償却対象資産になりますが、この取得価額の計算において、税込み工事費を税抜きにする際に、誤って消費税控除計算を2回行っていたものがありました。資産評価額のチェックの過程で明らかになったものでございます。

公団時代には、税込みの会計処理を行ってきており、税抜きの会計処理に不慣れな職員が消費税の控除を失念することが危惧されました。そのことから、徹底した指示を行ったところ、1度控除した消費税を再度控除してしまうという誤謬が発生いたしました。当初のチェックでは、金額が税込みのままではなく減少していることを確認するにとどまったことから、本誤謬を見落としてしまいました。修正の影響額は、1,600万円の資産増でございます。

2点目は、道路資産、このうちの非償却資産の取得価格の計算において、標準価格に地積を乗じた素地価格にその他の間接費を加える計算において、加えるべきその他の間接費は消費税を控除していなければならないにもかかわらず、消費税を控除していないものがありました。資産評価額のチェックの過程で明らかになったものでございます。

その他の間接費は、非償却資産に全額原価算入するもののほか、測量試験費などは、償却資産に配賦する額と非償却資産に配賦する額に区分し、その額を集計した後、消費税を控除し、デフレーター処理を行うことになっていましたが、その一工程を失念する誤謬が発生してしまいました。当初のチェックでは、数字の流れに重点を置いたことから、工程

が1つ脱落していることについて見落とししてしまいました。修正の影響額は6億3,500万円の資産減でございます。当社といたしましては、もとより一切の誤謬がないようにチェック体制を構築し、開始貸借対照表の作成に従事してきたところですが、それにもかかわらず、上記のような誤謬を結果的に見落とししていたことは紛れもない事実でございます。深くおわび申し上げます。

今回の誤謬は、いずれもチェックをしている過程で発見されたものですが、このような誤謬が他にないか確認するために、当社では更なる担当者による全件チェックはもとより、思い込みによるミスを防ぐために、開始貸借対照表作成担当者以外の者に職務命令を発令することにより作業チームを結成して、二重のチェックをいたしました。また2月17日以降、監査室の監査も受けており、今回お出しした評価調書は、評価要領案に従って資産評価額を正しく計上しておるものでございます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、償却資産において、評価の方法にデフレーター方式を採用することができなかった道路付属物等について、標準的単金方式で評価してしまったことについて弁明させていただきます。

道路資産の評価方法については、道路資産評価・会計基準検討会において、平成16年8月に骨子を取りまとめられました。これを受けて、旧首都高速道路公団において具体的な評価作業に着手したところ、デフレーター調整方式で評価すべき道路資産、償却資産でございますが、このうち、道路付属物等の一部資産について、1として、取得原価の情報が資産の大分類では把握できるものの、細かな区分で把握できないものが判明しました。2番目として、事故による損傷や周辺住民の要請等により、更新が頻繁に行われ、供用当初に設置した資産が現時点では存在していないにもかかわらず、当初の取得原価を適用することに疑義が生じました。

首都高速道路のために標準的単金方式が認められていた訳ではないことから、本来であれば、この時点であっても、道路資産評価・会計基準検討会に報告すべきところでしたが、そのプロセスを経ず、経理担当の役員の了解のもとに、デフレーター調整方式を採用することができなかった道路付属物、照明ポールあるいはガードレール等でございますが、これは道路資産総額の2.6%、1,543億円に相当しますが、これについて、検討会骨子で認められているから準用は可能であろうとの会社の独自の解釈に基づいて、標準的単金方式で評価してしまいました。



平成17年度に入り、評価委員会が3度にわたって開催され、評価要領が決定されましたが、当社としては、大部分の道路資産、償却資産を評価要領のとおり、デフレーター調整方式で評価していることから、大きな問題にはならないと考えておりました。

しかしながら、当社から機構に承継する資産の評価額について、機構の会計監査人の検証を受けたところ、標準的単金方式で評価したものについては、評価要領に抵触しているのではないかというご意見があり、これを踏まえ、今回、評価要領の修正をお願いしたところでございます。

本来、事前にご相談申し上げるべきところ、評価委員会の直前になって、このようなお願いをするに至ったことについては、大変申し訳なく、またご迷惑をおかけいたしました。今後、このような事態を二度と起こさないよう、コンプライアンスをはじめ、社内の内部統制の構築に取り組んでまいりたいと思っております。何とぞ事情をご賢察の上、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

ありがとうございました。

【佐々門補佐】 続きます、阪神高速道路株式会社、田中会長、お願いいたします。

【田中委員】 阪神高速道路の田中でございます。評価委員長、委員の皆さん、事務局の皆様には大変なご腐心をかけてしまいました。心からおわびを申し上げる次第であります。

さて、当社の償却資産の評価でございますが、本来、評価要領上、デフレーター調整方式で行いまして、標準的単金方式による評価は行わないことになっておりましたが、道路付属物等の一部の資産につきまして、デフレーター調整方式で資産評価が行えないので、やむを得ず標準的単金方式により評価を行っておりました。この件につきましては、今まで開催された資産評価委員会でご説明するべきところ、最後の委員会の当日にご説明することになったことはまことに申しわけなく、おわびを申し上げます。

当社といたしましては、大部分の道路資産がデフレーター調整方式で評価されておりました、かつ、標準的単金方式の占める割合が僅少であることから、一部の資産評価に標準的単金方式を採用したことにつきましては、独自の判断でございまして、今までご説明しておりませんでした。しかしながら、当社から機構に継承する資産の評価額につきまして、機構の会計監査人の検証を受けましたところ、標準的単金方式で評価したものについて、評価要領上、問題はないのかとの意見が出されたことから、本日、評価要領の修正をお願いすることになった次第であります。

このようなお願いをするに至ったことにつきましては、委員長はじめ、各委員の皆様や事務局に多大なご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、重ねて深くおわび申し上げますとともに、何とぞ、事情ご賢察の上、ご容赦を賜りたくお願いを申し上げます次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

【佐々門補佐】 これより議事に移らせていただきます。これ以降は黒川委員長に進行をお願いいたします。委員長、よろしくをお願いいたします。

【黒川委員長】 承知いたしました。

それでは、早々ですが、議事の1つ目であります「会社及び機構等に係る資産評価の方法について」ご説明をお願いいたします。

【加藤補佐】 お手元の資料1になります。会社及び機構に係る資産評価方法等についてですが、これは評価要領について最終的なご承認をお願いします。

お手元の資料の1の評価要領ですが、前回からの変更点にはアンダーラインを引いています。字句の調整以外としましては、(1)、(i)にありますなお書き、「平成12年度または平成13年度に供用した償却資産の一部」については、デフレーター調整方式でしたので、事実に合わせて、文言を追加しています。8路線ありました。また、その下にあります、「なお、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の平成15年度以前に供用した道路付属物等の償却資産の一部については、標準的単金方式」とありますように、すべてがデフレーター調整方式で行われているわけではなく、道路付属物等の舗装、遮音壁、ガードレール、標識等が標準的単金方式でありましたので、文言を追加しています。

2ページ目に入りまして、鉄道施設の(iii)「建設仮勘定のうち、償却資産」というように、より明確にしております。

3ページ目に入りまして、道路休憩施設の③ですが、「また、営業型の建物については、道路区域内の管理事務所と同様の考え方により評価する」と事実に合わせて文言を追加しております。

あと、4ページ目に入りまして、(4)その他の資産、①「電話加入権は相続税評価額で評価する」。前回までは、③にあります、簿価で評価することにしていましたが、将来の減損会計に備え、時価として相続税評価額で評価することに変更しています。影響額は4億2,000万円ぐらい減少しています。

また、②の「満期保有目的債券については償却原価法により評価する」と記載し、簿価

であっても、その内容をよりわかりやすくしております。

あと、5ページ目の標準的単金方式ですが、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の標準的単金方式に評価要領を変更したことに伴い、近年の範囲を「2～3年」を「1～3年」に変更しております。

以上で、評価要領案の説明を終わります。

【黒川委員長】      ありがとうございました。

ただいまの評価要領案のご説明に対しまして、各委員、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。あるいは、首都高速、阪神高速、先ほど、会長からも弁明の中でご説明がありました、さらに追加して、評価要領案の訂正について、何かご説明ありますでしょうか。

事務局、何かありますか。

【加藤補佐】      標準的単金方式の説明につきましては、道路公団と同じということで省略させていただきたいと思います。

資料としましては、資料2-1と2-2になります。こちらについては、JHと同じということで、説明は割愛させていただきたいと思います。

【黒川委員長】      それでは、資産の評価要領案に対して、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【加藤補佐】      先ほどですが、8時半から道路資産評価・会計基準検討会が急遽開催されました。この中において、本日も説明ありました、首都高速道路公団、阪神高速道路公団について、一部、標準的単金方式で評価していることが判明したということについてご報告さしあげました。会計基準検討会におきましては、追加情報を入手したということで、これについて検討会を急遽開催し、検討した結果、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団のやり方は合理的であると判断いただきました。これにつきまして、道路資産評価・会計基準検討会の検討報告に書いてあります文書につきまして、一部訂正し、「原則として」いう文言を入れさせていただくということでご承認いただきました。

以上、道路資産評価・会計基準検討会においては、今回の首都高速道路公団及び阪神高速道路公団のやり方については、合理的、問題ないとの解釈をいただきました。

以上、ご報告さしあげます。

【黒川委員長】      道路付属物等の単金方式による評価については会計方法として認められるということ。それから、評価方針の骨子の該当部分を一部訂正するという、こ

の評価要領は、検討会の基準に沿っているということにさせていただきます。

そのほかの点についても含めて、各委員、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、ご異論がなければ、資料のとおり、会社及び機構等に係る資産評価の方法について、承認いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

【黒川委員長】 ありがとうございます。資産評価の方法については、資料のとおり、承認いただきました。

引き続きまして、議事の2つ目であります「会社及び機構等の資産額の決定について」説明をお願いいたします。

【加藤補佐】 まず民営化に係る資産、負債等の承継について説明します。資料3、4にありますように、公団から会社へは、料金徴収施設やSA、PAのレストラン等が、機構へは、供用中の道路や管理事務所建物や鉄道施設が承継されます。

また、各高速道路会社の事業範囲は、資料5の地図のとおりであります。

簡単でございますが、以上が今回の資産承継に係る説明資料でございます。

では、お手元の資料6が評価決定書です。これは委員の皆様にご捺印していただく評価決定書となっております。初めてですので読み上げます。

#### 評価決定書（案）

「日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第15条第3項の規定により、平成17年10月1日付けで、日本道路公団から東日本高速道路株式会社に承継された資産の価額は、546,296,519,632円とする。

価額の決定については、別添の評価要領に従って、別添2の評価調書のとおり決定したものである。なお、その内訳は、別添2-1のとおりであり、東日本高速道路株式会社の開始貸借対照表は別添2-2の参考資料のとおりである」。

以下、同様でございます。

金額を申し上げますと、中日本高速道路株式会社に承継された資産の価額は、633,955,528,794円とする。

同様に、西日本高速道路株式会社に承継された資産の価額は、493,842,121,135円とする。

同様に、首都高速道路公団から首都高速道路株式会社に承継された資産の価額は、336,343,003,151円とする。

同様に、阪神高速道路公団から阪神高速道路株式会社に承継された資産の価額は144,397,167,605円とする。

同様に、本州四国連絡橋公団から本州四国連絡高速道路株式会社に承継された資産の価額は、32,230,230,946円とする。

同様に、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に承継された資産の価額は、43,982,865,265,469円とする。

同様に、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団から国及び出資地方公共団体に承継された株式の総数の価額は、385,000,000,000円とする。

平成18年3月14日 日本高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構資産評価委員。以下、17名の委員の名前を記名しております。

この評価決定書の下に、別添1としまして、先ほどご承認いただきました評価要領、これは見え消しを消しています。この評価要領に従って、個別資産を評価し、算出した評価調書と、その内訳書である評価内訳書が作成されております。以下、別添2から別添9が評価要領に従って算出した数字となっております。

これら評価調書及び評価内訳書について、資産評価委員会延期に伴い、次の対応をしました。繰り返しになりますが、まず、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社においては、資産データチェック本部を設置し、緊急チェック体制を構築し、組織単位、資産種類ごとの二重の系統からチェックを実施しました。また、資産データチェック本部にある本社資産データチェック本部を活用し、資産評価調書作成データ取りまとめ部門と資産評価調書作成部門の相互において初期データと評価調書についてチェックを行い、齟齬の発生を防止しました。これは、参考資料2と3にその詳細が記載されています。また、代表取締役から道路局長あてに評価調書及び評価内訳書が評価要領に従って、すべての評価対象についてチェックを行い、資産評価額が正しく示している旨の報告を受け取りました。こちらは参考資料4としておつけしております。

さらに、会社及び機構では、監査室監査あるいはそれにかわり得る手続を行い、評価調書及び評価内訳書のチェック体制及び再調達原価の計算過程の検証を行いました。こちらは、参考資料5としておつけしております。

なお、その後の対策とは限りませんが、会社及び機構では、監査法人にサンプル数件チ

チェックしてもらい、資産評価に係る一連の流れを確認してもらったと聞いております。これは参考資料6の資産評価作業手順の中で、監査法人のレビュー、検証、あるいはサンプルチェックと記載しております。

この結果、計算ミスの修正と首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の道路付属物等を標準的単金方式で評価することへ変更させていただきました。

あと、評価調書と評価内訳書の下に、決定した資産額に基づいて作成しました開始貸借対照表を参考資料としておつけしております。以下、組織別に、同様におつけしております。

なお、開始貸借対照表のうち、負債の評価につきましては、資産の評価と同様に、資料7にその評価方法と負債内訳書も参考資料としておつけしております。

資料7を見ていただくと、簿価あるいは企業会計原則上の見積額となっております。また、高速道路機構の高速道路勘定と鉄道勘定別の内訳や旧公団別の機構承継分の資料についても、資料8としておつけしております。

最後になりますが、資料9には、今回、資産評価額を決定していただいた場合、その評価額をもとにした会社及び機構の開始貸借対照表のイメージをおつけしております。

以上で説明を終わります。

**【黒川委員長】** たくさんの資料がございます。そこでまず、評価額でございますけれども、先ほど会長から冒頭、ご説明あるいは釈明という形で詳しくお話を伺いましたが、その裏づけとなる資料が、今、審議にかかっているということでございます。この裏づけとなる資料、これを我々としては信用して、40兆円を超える金額について認めるということになるかと思いますので、ただいまの参考資料、これについて少し時間をとって、もう少し検討させていただきたいと思います。

大事なことは、計上ミスの再発防止策と、それから、それに基づいてどのような資産評価の作業が行われたのかということ、そして、さらにそれについて検証がどのように行われたのか、こういうことだろうと思うんですが、会長からは先ほど大体概要は伺いましたが、東日本の方、どなたか、ポイントはここであるというところございましたら、何かご発言をお願いいたします。

**【東日本高速道路㈱】** 東日本の経理部長の白石でございます。先ほど八木会長から説明がありましたとおり、2月17日の資産評価委員会に提出予定だった調書は、各資産を担当している部署がシステムごとに積み上げたデータを反映して調書をつくっていたとい

うこととございます。

したがって、各事務所、支社局および本社で、組織的に関所のようなものをつくって、横断的にチェックするという体制がございましたので、今回はそのような組織的なチェック・確認と、資産部門単位のチェック・確認というダブルチェックを行ったということが1点でございます。

それから、2点目は、データベースに入っている数値と、修正すべき数値、それと評価調書の資産額とを突合をかけてチェックしたということで、パーシャルチェックとトータルチェックを行ったということとございます。

概要は以上でございます。

【黒川委員長】 中日本の担当者の方、追加説明はございますでしょうか。

【中日本高速道路㈱】 中日本高速道路株式会社の経理部長の大塚でございます。このたびの資産評価額計上ミスの原因をかいつまんで申し上げますと、各担当部署の、それぞれが一生懸命仕事をやったんですが、各担当部署間の意思の疎通がよくなかったということとは率直に認めざるを得ないと思います。

そして、同じこととございますけれども、上がってきたデータを作成部署にもう一度戻す、フィードバックをして、チェックさせるということも不十分でございました。

このように、組織的にチェックする体制が不十分なまま、前回の異様な数値を提出してしまったわけとございますが、その原因を踏まえまして、このたびのチェックにつきましては、私どもは縦横という言い方をしておりますけれども、本社、支社、事務所のラインと、それから、フロントラインといいますが、各資産、それぞれの資産を担当している部門の横のラインと、その2つのラインでチェックをして、ダブルチェックをいたしまして、それを本部に全部上げてくるということで、作業をいたしました。そして、それを内部監査、私どもにおいては監査室でございますが、監査室にその手続の厳正さ、適正さをチェックしてもらいました。これが原因であり、まことに申しわけなかった次第でございますが、これ以降は、しっかりと縦横、そしてフィードバックということで、徹底していきたいと思っております。失礼いたしました。

【黒川委員長】 それでは、西日本、担当者の方、よろしく申し上げます。

【西日本高速道路㈱】 西日本の財務部長の橋田と申します。今回のミスの発覚を受けまして、西日本高速道路といたしましては、先ほどの東日本さん、中日本さんとほぼ同様でございますが、二重チェック体制を構築するというところで、緊急的にチェックの強化・

徹底を図るということを行いました。具体的には、チェックした内容でございますけれども、資産データのチェック対象を会社並びに機構の全承継資産についてチェックをする。数量、金額のチェック、それから修正、調書の作成、算出基準等のチェック、こういったものを行ってまいりました。組織単位で確認したものを本社のほうに上げてもらいまして、本社のほうで再度チェックをするというようなダブルチェック体制をとってきたわけでございます。

それから、監査部におきまして、内部監査ということで、実際に工事事務所、管理事務所のほうに出向いてもらいまして、評価のプロセスについて監査をしてもらったわけでございます。

今後、こういったことのないような体制を今後も続けてまいりたいと思います。どうもご迷惑をおかけしまして、申しわけございませんでした。

【黒川委員長】 それでは、首都高速、よろしくお願いします。

【首都高速道路㈱】 首都高速道路株式会社の専務の佐々木でございます。弊社におきましては、もともと会社の規模がほとんど変わってございませんので、これまでも工事完了検査調書等でしっかりやっているつもりでございましたけれども、今回たまたま消費税その他の問題でミスが出てまいりました。チェック体制につきましては、今まで担当してまいりました職員にはもちろん、当初から全部、全件について当たらせましたが、そのほかに、これまで決算に携わってきた職員以外に別途、チームを組ませまして、これについても別な目からもう1回、全部、全件チェックをさせたわけでございます。加えて、そのうち、内部監査といたしまして、またこれも五、六名の職員のチームのもとに、全件チェックさせました。その結果、ご報告したとおりでございます。

ただ、今回、消費税の問題について、若干今まで消費税込みの公団方式で慣れていた職員が、消費税抜きというようなことで、少し齟齬を来してしまいましたが、今後はこういうことのないように、体制を万全に整えていきたいと考えております。

【黒川委員長】 それでは、阪神高速。

【阪神高速道路㈱】 このたびは標準的単金方式で評価することで、大変ご迷惑をおかけしました。資産の内容につきましては、ご指示のとおり、全件の見直しをいたしました。また、内部で、監査部で検証した結果、間違いなかったという確証も得ておりますので、当初のとおり資料をそのまま使わせていただいております。今後も、こういった数字を出すときには、今まで以上に細心の注意を払って、しっかりとしたものを出してまいりた



いと考えております。

【黒川委員長】 本四公団、何かご意見ございますか。

【本州四国連絡高速道路㈱】 本四会社の経理部長のワタナベでございます。恐れ入りますが、参考資料の6-6というところで、資産評価作業の手順というふうにまとめてございます。本四会社のは1ページ目でございます。ここに資産評価作業の手順ということで、書いておりますが、本四会社におきましては、管理局と事務所で、実地、棚卸、面積確定作業、こういう作業をやってございます。現在、民営化になりまして、3つの管理局をなくしてございますが、こういう管理局と事務所、いわゆる現場でこういう作業をする。それを本社資産担当部署に上げてくる。ここで資産データの集計をする。それを本社が経理担当部署で、間接費配賦、こういう作業をする。こういう作業手順になっています。

今回、幸いにも、本四のほうは計上ミスはなかったわけでございますが、この間、何もしなかったわけじゃなくて、次の検証ということで、監査室の検証、それから監査法人、これは外部の監査法人でございますが、外部の監査法人の検証を受けてございます。さらに、全件の再チェックをやっているということでございます。これ以外にも、機構の外部の監査法人からのチェックも受けているということでございます。こういう作業をいたしまして、今回、内部決済をして、この場に調書を提出したということでございます。

【黒川委員長】 ただいまの追加ご説明、原因究明とそれを反映した評価の手順、また、検証の進め方、検証はどのようなことを行ったのかということについて、各委員、ご質問ございますでしょうか。

ご質問等ないようでございますが、それでは、参考資料4-1をおあけください。委員長のほうから確認したいと思いますが、ただいまの資産評価の手順に基づきまして、そして、本日提出されました評価額につきましては、各道路株式会社の代表取締役社長、まず東日本では井上様、中日本では高橋様、西日本では奥田様、首都高速では橋本様、また、阪神高速では木下様、そして本州四国連絡高速道路では堀切様から資産評価額を正しく示しているという報告書が出ております。これをご確認いただきたいと思います。

また、参考資料5-1を見ますと、3番目の検証ということでございますけれども、監査報告書がそれぞれの株式会社から、委員限りということでございますけれども、出ております。監査報告書の中身については、参考資料ということで、ご説明を伺っておりませんが、どなたかこれに携わっている方、本日も出席されておりますか。きょうはお

りませんか？

【加藤補佐】 呼んでないです。

【黒川委員長】 それでは、この監査報告書については、報告書の中身を確認いたしまして、我々としても、心証形成というのでしょうか、評価額の適正性の心証を形成する参考資料にしたいと思うのですけれども、おあけください。東日本から提出された監査の目的、実施日、監査の結果、監査の内容、そういうようなものについても、別紙を見ながら確認したいのです。それから、資料5-2に中日本の同様の監査の作業が書いてあります。それから、西日本につきましても、監査の結果が書いてございます。それから、資料5-4に首都高速がございまして、それから、資料5-5、これが阪神高速ですね。それから、資料5-6、これが本四連絡高速道路ですね。

いずれにせよ、それぞれ、監査の結果については、監査の具体的な内容、行ったことについては適正または妥当であると、このように報告されていると思います。それぞれの監査を行った範囲については妥当であるということが書かれております。

以上の監査報告書、担当者がいないということですので、質問のしようもございませんけれども、各位、確認はお済みでしょうか。事務局のほうで、先ほどたくさんご説明された中で、最後に、会計監査人というんでしょうか、監査法人のほうも少し関与したというようなこととお話なされたと思うんですけれども、もう1回そこをおっしゃっていただけますか。

【加藤補佐】 例えば参考資料6-1の東日本高速道路株式会社ですが、1ページ目をおめくりいただいて、流れ図が書いてあるんですけれども、この上のほうに監査法人、開始B/Sのレビューということで、サンプルチェックを行ったと、うちのほうではそう言っています。ここに書いてあります監査法人開始B/Sレビューというのがサンプルチェックということと伺っております。書きぶりは、監査法人はレビューとか、検証とか、サンプルチェックとか。提出いただいた組織によって名前が違いますが、やっていることは、サンプルチェックということで、資産評価にかかる一連の流れを確認してもらったと聞いております。

【黒川委員長】 これは東日本ですね。ほかの株式会社についてはどうだったんですか。

【加藤補佐】 順番にいきますと、参考資料6-2ですが、1ページ目、こちらにも、監査法人ということで、開始B/Sレビューと書いてあります。同じように、参考資料6-3ですが、これも1ページ目、ここは青字で開始B/Sレビューということで書いてあ

ります。参考資料6-4、首都高速であります、こちらも1ページで監査法人のレビューと。ここは会社の監査法人と機構の監査法人、別々に書いているところです。同じように、参考資料6-5ですが、1ページ目、監査法人検証業務ということでかかわっております。参考資料6-6、本州四国連絡高速道路株式会社ですが、こちらも1ページ目で、検証ということで監査法人と書いてございます。機構のほうですが、参考資料6-7ですが、こちらは、1ページ目でも、下のほうで、サンプルベースで一連の流れを確認したと文書でもありますとともに、2ページ目のところで、四角の2番で、機構の会計監査人によるサンプル確認ということで、サンプルチェックをしたと聞いております。

【黒川委員長】 ただいまのご説明、あるいは、各株式会社からの担当者からのご説明、そして提出されております社長、並びに、社長からの念書というのでしょうか、確認書、それから、監査報告書、これらの資料をあわせて、我々、評価委員として、ここで出てまいりました評価額について認めるかどうかということについて決したいと思うんですけども、何かご意見ございますでしょうか。事務局もよろしいですか。何か追加説明はないですか。

【加藤補佐】 特にありません。

【黒川委員長】 それでは、ご異論がなければ、資料のとおり、会社及び機構等の資産額について承認いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異義なし」と発言する者あり)

【黒川委員長】 ありがとうございます。

会社及び機構等の資産額については、資料のとおり承認いただきました。

最後に、資料の非公開について審議したいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

【佐々門補佐】 ご説明いたします。先ほど委員長からお話いただきました参考資料5でございます。監査室等からの報告書についてでございますけれども、これは、社内文書、機構もございますが、社内文書でございますので、個人情報を含んでおります。委員限りとさせていただきたいと考えております。以上でございます。

【黒川委員長】 ただいまの説明に対しまして、各委員何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、ご異論がなければ、参考資料5、監査室等からの報告書については、非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異義なし」と発言する者あり)

【黒川委員長】 ありがとうございます。

参考資料、監査室等からの報告書は非公開とさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事はこれにて終了いたしました。4回にわたって開催した資産評価委員会を踏まえ、何かほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

【黒川委員長】 それでは、ほかにも質問もないようですので、進行を事務局にお返しいたします。

【佐々門補佐】 黒川委員長、どうもありがとうございました。会社及び機構等の資産の価額につきまして、先ほど委員の皆様にご承認いただきましたので、評価決定書に押印をしていただきたいと思います。評価決定書の内容につきましては、資料1をご参照いただければありがたいと思います。ただいまより事務局が会社及び機構の評価決定書を、正副2部でございますが、委員の皆様のお手元へお持ちいたしますので、所定の箇所の押印をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。押印いただき後に、評価決定書を事務局のほうで一たん確認させていただきますので、押印後もしばらくお待ちいただきますようよろしく願い申し上げます。

(評価決定書への押印)

(評価決定書の確認)

【佐々門補佐】 大変お待たせいたしました。どうもありがとうございました。委員の皆様のおかげをもちまして、つつがなくすべての議事を終了し、会社及び機構等の資産の価額を決定することができました。まことにありがとうございました。

本日の議事概要につきましては、速やかに議事録を作成いたしますので、後日、委員の方々のご確認をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、増田道路局次長と黒川委員長より閉会のごあいさつをいただきます。まずは増田次長、お願いいたします。

【増田道路局次長】 ご紹介いただきました道路局次長の増田でございます。谷口道路局長、所用で欠席させていただきましたので、かわりまして一言皆様に御礼のごあいさつをさせていただきます。

資産評価委員会につきましては、昨年6月30日に第1回の委員会を開催して以来、今

日まで、4回にわたりまして、高速道路株式会社及び日本高速道路保有・債務返済機構の設立に当たりまして、その経営基盤となります資産の評価につきまして、これまで精力的にご審議いただいてまいりました。黒川委員長はじめ委員の皆様は改めて厚くお礼を申し上げる次第でございます。

おかげをもちまして、本日、高速道路が国民の共有財産であるという観点から、厳正かつ公正に評価をしていただきまして、ここに高速道路株式会社及び日本高速道路保有・債務返済機構の資産の価額を決定することができました。重ねてお礼を申し上げます。

また、去る2月7日に第2回国幹会議を開催いたしまして、今後、高速道路株式会社が整備することとなります高速自動車国道につきましても、お決めいただきまして、過日、ご指定をさせていただいたわけでございます。

去る、昨年10月1日に6つの会社と1つの独立行政法人が発足したわけですが、北側大臣がよく言っておりますけれども、この4月までの半年間は助走期間でございます。幾つか残された課題があったわけですが、資産の価額の決定という重要なことが本日ここでご決定いただいたわけでございます。

これから4月に向けまして、高速道路株式会社と日本高速道路保有・債務返済機構との間で、それぞれ担当する道路につきまして、新協定を結んでいただきまして、4月からは本格的に新協定に基づきまして、高速道路事業がスタートする。まさに小泉改革の成果が4月以降、改めて問われることになるわけでございます。

本日、ご参集の皆様には、これからもこの民営化を引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますことを重ねてお願いし、また改めて本日までのご労苦にお礼を申し上げまして、簡単でございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

**【佐々門補佐】** 続きまして、黒川委員長よりごあいさついただきたいと思います。

**【黒川委員長】** それでは、一言あいさつさせていただきます。我が国政府の高速道路事業に関する改革の始まりの終わりをようやく迎えました。本委員会は、資産評価及び会計手続に係る事項を取り扱うものですが、会計情報の信頼性は、コーポレートガバナンスや内部統制組織の設計・運用、そして、それらに対する経営者の経営姿勢に大きく依存しますので、本委員会の成果物は、改革によって生まれた新たな組織の会計のスタートであると同時に、経営システムのスタートを反映したものとと言えます。

理論に基づく基準設定や制度設計は、計画段階での想定をはるかに上回る労力を現場に

負荷することがしばしばあります。特に、我が国の高速道路事業は、道路が7,000キロメートルを超え、世界に誇る本四連絡橋、高層ビルの合間に建設された都市高速道、そして数百カ所の料金施設、サービスエリアなどの付属施設を加え、それらの資産をフレッシュスタート法の理論のもとで総棚卸を行い、新会計システムを導入して処理しようとする、世界に類を見ない試みなのですから、現場における努力は大変なものであり、まず、その労をねぎらいたいと思います。

ところが、そのような努力にもかかわらず、本日の委員会でも話題となった業務遂行上の問題が幾つか発見され、改善策が検討されたところです。関係者におかれては、さぞかし残念無念に思われておられることと存じます。しかし、道路資産の評価額やサービスエリアなどの国民の財産の払い下げ額の信頼性を確保するために、避けて通れない検証プロセスの一環であったこと、そして、実際に発見、改善を通じて、会計情報の信頼性の向上とコーポレートガバナンス、コンプライアンスや内部統制システムなどの経営の有効性の向上に大いに役立ったのですから、新規出発に当たっての「天佑神助」、天の佑け、神の助けと解すべきものだと思います。

我が国の高速道路事業の改革は、これからいよいよ本番を迎えます。高速道路事業に係る皆様は、今回の作業を通じて、供用中や仕掛かり中の道路、サービスエリアやそれに隣接する資産、あるいは、事務所や社宅等を総点検され、今後の経営計画を立てるための基礎資料を整備されたことでしょう。これらの資産を有効に活用し、長期的・全体的観点での国民の便益向上を第一に考えて、新事業活動に邁進していただきたく存じます。

国民は、新規の経営システムにより、高速道路の利便性が一層増加することについて、大いなる期待を持っていることを断言し、閉会のあいさつといたします。

2006年3月14日、高速道路株式会社及び日本高速道路保有・債務返済機構資産評価委員会委員長、慶応義塾大学教授・黒川行治。

【佐々門補佐】 どうもありがとうございました。

これをもちまして、高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構資産評価委員会を終了させていただきます。

本日は、ご多忙中にもかかわらず、ご参集いただき、まことにありがとうございました。

— 了 —

以上、平成18年3月14日、尚友会館7階日本道路協会会議室において開催した第4回  
高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構資産評価委員会の議  
事内容に相違ない。

議事録署名人

黒川 行治 印 (印省略)